

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年9月26日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年10月11日から同月31日まで縦覧に供する。

平成24年10月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市王越土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （揚水施設改修事業）大越地区	坂出市建設経済部産業課
坂出市奥池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （ため池改修事業）川池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）城山地区	〃
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （樋門新設事業）角池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）杉仏地区	〃
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）中川原北地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）宮西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）馬場南地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）東梶中地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （樋門改修事業）東梶南地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）野末北地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）惣社中地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）東梶東地区	〃
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）四手池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 （ため池改修事業）赤尾池地区	〃
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （水路改修事業）高屋下所地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業	〃

	(水路改修事業) 中屋敷地区	
"	单独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 南代地区	"
"	单独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 浜西地区	"
"	单独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 上所地区	"